

平成12年9月25日理事会決定
2012年4月16日理事会決定

新卒入会者の本学会年会費支払時期における特別猶予について（新卒特例）

当該年度に歯科医師免許又は医師免許を取得した新卒者及び新卒者に準ずる者（以下「新卒者等」という。）が、学術大会への演題申込、本学会雑誌への論文投稿、また、医師（歯科医師）賠償責任保険への加入等を行なう場合、入会金及び年会費を支払い本学会に入会することになるが、本学会の事業年度が9月1日から翌年8月31日となっているため、入会后、短期間で新たな年度の会費を支払わなければならないこととなる。

そこで、年会費の支払負担を緩和するため、新卒者等が4月1日から8月31日までの間に入会する場合に限り、年会費徴収の取扱いおよび入会日の取扱いを下記のとおりとする。

本取扱いの実施は、2012年4月1日からとする。

記

- 1．入会申込時に入会金、年会費を支払うこと。
- 2．ただし、年会費は翌年度分の年会費として取扱う。
- 3．入会日は、入会申込書、預金口座振替依頼書、払込票兼受領証のコピー、以上4点が学会事務局に届いた日とする。
- 4．本取扱いの適用範囲は、正会員とする。

以上